

別添

科発0627第8号
医政発0627第24号
令和4年6月27日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公印省略)

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編等について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和4年政令第235号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第97号）が令和4年6月24日に公布され、ともに同年6月28日から施行されます。これにより、大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編等が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

- 厚生労働省の組織体制の強化等の観点から、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）について以下の内容に係る改正を行う。
 - ・ 研究開発段階における、円滑な治験実施や薬事承認等に向けた個別伴走支援を通じて産官学協力を推進し、迅速な開発・供給に万全を期すた

めの個別伴走支援を担う体制を整備することに加えて、医政局が所管する医療情報に関する事務を一元化し、利活用の観点から効率的に収集・整備を図っていく体制を整備するため、医薬産業振興・医療情報審議官及び参事官を設置する等の組織再編を行う。

- ・ 厚生労働省が所管する国立研究開発法人は現在7つあり、うち1つ(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)は大臣官房厚生科学課が、残る6つ(国立高度専門医療研究センター)は医政局研究開発振興課がそれぞれ所管しているが、今般、医政局研究開発振興課が所掌している国立高度専門医療研究センターの組織及び運営に関する事務を厚生科学課に移管し、厚生労働省の国立研究開発法人に関する業務を集約することで、これら法人業務を一体的に実施する組織体制を構築し、より一層の効率的・効果的な法人運営を図るものとする。

第2 改正の内容

1 大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編について

- (1) 大臣官房に置く審議官級の中二階総括整理職として、新たに「医薬産業振興・医療情報審議官」を設置するとともに、その所掌事務を定める。
- (2) 医政局研究開発振興課の所掌となっている国立高度専門医療研究センターの組織運営事務に関する規定を削除し、大臣官房厚生科学課の所掌事務に追加する。
- (3) 医政局に参事官を新設するとともに、経済課及び研究開発振興課を振替廃止し、同局に医薬産業振興・医療情報企画課及び研究開発政策課を振替設置する。

2 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い大臣官房厚生科学課及び医政局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された大臣官房厚生科学課及び医政局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなし

て取り扱うこととする。

- 2 医薬産業振興・医療情報審議官及び改称された課の名称の英訳について
「大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官」は、Assistant Vice-Minister for Pharmaceutical Industry Promotion and Medical Information Management と、「医薬産業振興・医療情報企画課」は、Policy Planning Division for Pharmaceutical Industry Promotion and Medical Information Management と、「研究開発政策課」は、Research and Development Policy Division と、「参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）」は、Counsellor for Assistance for Development of Specified Drugs and Medical Information Management とする。

(添付資料)

- 別紙1 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和4年政令第235号）
別紙2 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和4年政令第235号）新旧対照条文
別紙3 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第97号）